

広島海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

この公聴会で意見を述べようとする者は、住所、氏名、従事する漁業又は職業及び意見の要旨を、平成二十年二月十五日までに書面で当委員会へ提出されたい。

なお、公聴に付する事項については、次によって縦覧に供する。

平成二十年二月四日

広島海区漁業調整委員会

会長 山 本 正 直

一 開催日及び場所

開催日時	開催場所	備考
平成二〇年二月八日午後二時	福山市三吉町一丁目一一一 福山合同庁舎第一庁舎会議室	尾三・福山地域事務所 管内関係分

二 公聴に付する事項

漁業法第十一条の規定に基づき、平成二十年九月一日に免許を予定している漁業の免許の内容等の事前決定案

1 免許の内容たるべき事項

縦覧に供するとおり

2 漁業権の存続期間

免許の日から平成二十五年八月三十一日まで

3 免許予定日

平成二十年九月一日

4 申請期間

告示の日から二か月以内

5 地元地区

縦覧に供するとおり

三 縦覧期間

平成二十年二月四日から平成二十年二月十四日まで

四 縦覧場所

縦覧場所	備考
広島市中区基町一〇―五二 広島海区漁業調整委員会事務局内	(〇八二) 二二二―三三九四
尾道市古浜町二六―一二 尾三地域事務所農林局水産課内	(〇八四八) 二五―二〇一一 内線二五四一
福山市三吉町一丁目一一一 福山地域事務所農林局水産課内	(〇八四) 九二―一三一一 内線二五四二